

『じんけんミーティング』

回覧コース



栗東市では、市民一人ひとりが自分を大切にするとともに、周りの人も大切にすると人権感覚を身につけることをめざして、「じんけんミーティング」を開催しています。

回覧しています「2026人権啓発教材『輝く未来(教材編)』」をぜひご覧いただいて、人権についてちょっと考えてみませんか？



「輝く未来(教材編)」についてじっくり読んでみたい方は、裏面に学んでいただくためのポイントなどを掲載していますので、合わせてご覧ください！

また、「輝く未来(教材編)」は、電子データでも閲覧できます。アクセスし身近な人と考え合ってみましょう。

輝く未来(教材編)はこちら



2026人権啓発教材「輝く未来(教材編)」

本教材「輝く未来(教材編)」には人権研修で使えるワークシートが掲載されています。
下の活用のポイントを参考に、「輝く未来(教材編)」ワークシートを活用して、身近な方と人権について考えてみましょう。

考えよう

【あなたはどのように思われますか？ 人権について考えてみましょう】

★次の質問についてあなたはどのように思われますか？

課題1

質問(ワークシートには5つの質問があります)に回答してみて、気になることや、考えたことを話し合ってみましょう。

- ★ポイント ○児童虐待防止法は、正式名称を「児童虐待の防止等に関する法律」といい、18歳以下の児童の面倒を見る大人からの虐待を禁止し、児童の人権を守るために作られました。



虐待には、暴力以外にも、言葉や扱いによる差別等も含まれ、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があります。法律では、保護者だけでなくいかなる大人でも児童に対して虐待することを禁止しています。

児童虐待を発見した場合、自治体に設置されている福祉事務所もしくは児童相談者に通告する義務があります。これは、児童虐待防止法第6条に定められているすべての国民に課された義務です。

課題2

ご自身の回答と市民意識調査の結果を比べながら、人権が大切にされたまちづくりのために何ができるかを話し合ってみましょう。

- ★ポイント ○「子どもの権利条約」締結後も、いじめや不登校、10歳代の自殺件数、児童虐待の相談件数が年々増加しています。また、諸外国に比べて、子どもの自己肯定感や幸福感は低い傾向にあります。
このような状況の中、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する「子ども基本法」がつけられました。
「子ども基本法」では、次の基本理念のもとに施策が行われます。



すべての子どもが個人として尊重され、差別されない

すべての子どもが安心して暮らせて教育を受けられる

すべての子どもが意見を表明でき、多様な社会的活動に参加する機会を確保する

すべての子どもの意見が尊重され、子どもにとって何が一番いいのかが考慮される

すべての子どもが健やかに育つ養育環境を確保する

子育ての喜びを実感できる社会環境を整備する

すべての子どもが持っている権利を私たちは正しく理解し、その権利が守られるよう、保護者だけではなく学校や職場や地域で考えあい行動し、お互いの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

◎互いに尊重し、誰もが安心して自分らしく生きることができると社会をめざしましょう。

